

多摩市役所本庁舎建替基本構想策定業務委託に係る
公募型プロポーザルに関する審査基準書

多摩市役所本庁舎建替基本構想策定業務委託に係る公募型プロポーザル審査委員会設置要領第2条に規定する評価基準および審査方法等について、下記のとおり実施するものとする。

記

I 第1次審査（書類選考）

1 評価項目

配点および評価事項については、以下のとおりとする。

	評価項目及び配点	評価事項
1	企画提案（300点満点）	(1) 提案内容の的確性 (2) 提案内容の実効性
2	会社の実績（60点満点）	(1) 業務実績
3	本業務を予定する担当チームの能力 （120点満点）	(1) 主任技術者の業務実績 (2) その他技術者の業務実績
4	経済性（120点満点）	(1) 委託コスト

2 評価方法

上記評価項目について書類審査を行い、合計点600点満点で点数評価を行うものとする。最低基準点（300点）以上を得点した者のうち、上位3者を第1次審査通過者とする。

3 評価の観点

(1) 「会社の実績」

都道府県又は区市町村の延床面積10,000㎡以上の庁舎等（庁舎以外の公共施設（建物）を含む）の建設についての基本構想又は基本計画策定を受託した過去10年内（平成23年度から令和2年度まで）の会社の実績について、以下の項目を4段階で評価する。（配点60点）

[評価の観点]過去 10 年内（平成 23 年度から令和 2 年度まで）の実績数を評価

評価	A (60 点)	B (36 点)	C (12 点)	D (0 点)
会社の実績数	10 件	5～9 件	2～4 件	1 件

(2) 「本業務を予定する担当チームの能力」

主任技術者の業務実績並びにその他技術者の業務実績について、以下の 2 つの項目について 3 段階で評価する。

なお、主任技術者とは、業務の技術上の管理を行い、本委託に係わる業務の管理及び統括を行う技術者をいう。また、業務実績は過去 10 年以内（平成 23 年度から令和 2 年度まで）の都道府県又は区市町村の延床面積 10,000 m²以上の庁舎等（庁舎以外の公共施設（建物）を含む）の建設についての基本構想又は基本計画策定業務の実績をいう。

① 主任技術者の業務実績数（配点 48 点）

[評価の観点]過去 10 年内（平成 23 年度から令和 2 年度まで）の実績数を評価

評価	A (48 点)	B (24 点)	C (0 点)
業務実績数	3 件以上	1～2 件	0 件

② その他技術者の業務実績数（配点 72 点）

[評価の観点]その他技術者の過去 10 年内（平成 23 年度から令和 2 年度まで）の実績数の合計を評価

評価	A (72 点)	B (36 点)	C (0 点)
業務実績数	合計 6 件以上	合計 2～5 件	0～1 件

(3) 「企画提案」については、委員一人当たりの持ち点を 50 点とし、委員合計 300 点満点とする。以下の項目について、その的確性及び実効性を 5 段階で評価とするものとする。各項目の配点は、委員一人当たりの配点になる。

① 多摩市役所本庁舎に必要な機能と本庁舎の建替規模の検討方法について（配点 20 点）

[評価の観点] 的確性：多摩市役所本庁舎に必要な機能と本庁舎の建替規模の検討を行うにあたって、次に示す視点を踏まえ、その検討手法を的確に提案しているか。

- ア 「第 2 期多摩市まち・ひと・しごと創生総合戦略」の「多摩市の将来人口の推計」の「将来展望人口」（第 1 章第 4 節）
- イ 「自治体デジタル・トランスフォーメーション（DX）推進計画」の実行などの行政のデジタル化の進展
- ウ 本庁舎と出張所などの他の公共施設との連携、役割分担

エ 市がこれまで本庁舎の想定規模（総床面積）としてきた約 20,000 m²からの縮減

オ 地震や台風などの自然災害への対応など、様々な危機管理において、司令塔として機能する防災拠点となる本庁舎

実効性：提案内容が多摩市役所本庁舎に必要な機能と本庁舎の建替規模の検討に有効な手法か。

※多摩市の公共施設及びその配置状況は、市公式ホームページに掲載している「多摩市公共施設の見直し方針と行動プログラム（各論）令和3年2月時点修正」を参照すること。

評価	A(各 10 点)	B(各 7.5 点)	C(各 5 点)	D(各 2.5 点)	E(各 0 点)
的確性	とても良い	概ね良い	普通	やや不十分	不十分
実効性	とても高い	高い	普通	やや乏しい	乏しい

② 市役所機能の集約型と分散型の比較検討について（配点 20 点）

[評価の観点] 的確性：市役所に求められる機能や庁舎機能のDXへの対応、更には市のまちの特性を踏まえて、従来の市役所の機能を庁舎に集約する集約型と市役所の機能を分散する（出張所などの他の公共施設と連携、役割分担などする）分散型のメリット・デメリットについて定量的・定性的評価して比較検討する手法が的確に示されているか。

実効性：提案内容が市役所機能の集約型と分散型の比較検討に有効な手法か。

評価	A(各 10 点)	B(各 7.5 点)	C(各 5 点)	D(各 2.5 点)	E(各 0 点)
的確性	とても良い	概ね良い	普通	やや不十分	不十分
実効性	とても高い	高い	普通	やや乏しい	乏しい

③ 具体的な提案能力の確認について（配点 10 点）

[評価の観点] 的確性：業務を遂行するのに必要な能力が、業務実績等から具体的に確認できるか。

実効性：提案者が受注した際の本委託のメリットが明確に示されているか。

評価	A(各 5 点)	B(各 3.5 点)	C(各 2.5 点)	D(各 1 点)	E(各 0 点)
的確性	とても良い	概ね良い	普通	やや不十分	不十分
実効性	とても高い	高い	普通	やや乏しい	乏しい

(4) 「経済性」については、以下の方法にて評価及び得点を算定する。（配点 120 点）

落札率＝見積金額（税込）÷契約目途額：12,000,000 円（税込）

得点＝（1－落札率）×400

※落札率が、「0.7」を下回る場合は、「0.7」として算定するものとする。

※落札率及び得点は、小数点第2位以下の端数が生じる場合は、小数点第2位を四捨五入する。

4 失格とみなす場合

- (1) 期限までに書類提出がない場合は、失格とみなす。
- (2) 提出書類に虚偽の記載をした場合は、失格とみなす。

II 第2次審査

1 評価項目

第2次審査は提案書類に基づくプレゼンテーション及びヒアリングにより「本業務を予定する担当チームの対応」について評価を行う。

評価事項については、以下のとおりとする。

	評価項目及び配点	評 価 事 項
1	本業務を予定する担当チームの対応 (600点満点)	(1) 提案内容の的確性・実効性 (2) 説明の手法・ヒアリングの対応

2 評価方法

一次審査を通過した参加事業者からプレゼンテーションを受け、併せてヒアリングを行った上で、合計点600点満点で点数評価を行うものとする。最適受託候補者並びに次席者は、第2次審査において合格基準点(300点)以上を得点した者のうちから、第1次審査と第2次審査の合計点(1200点満点)を算出し、点数が最も高いものを最適受託候補者とし、次に高いものを次席者として決定する。なお、最適受託候補者及び次席者を決めるにあたり、第1次審査と第2次審査の合計点が同点の場合は、経済性の点数の高さで決定するものとするが、この場合において経済性の点数が同点であれば、対象事業者立ち合いのもと、くじ引きで決定するものとする。

3 評価の観点

次の観点で提案内容の的確性・実効性及び説明の手法・ヒアリングの対応を評価するものとする。

- 多摩市役所本庁舎に必要な機能と本庁舎の建替規模の検討方法について
- 市役所機能の集約型と分散型の比較検討について

4 評価の基準

第二次審査については、委員一人当たりの持ち点を100点とし、委員合計600点満点とする。以下の評価の観点について、評価事項ごとに5段階で評価とするものとする。5段階評価の各点は、委員一人当たりの配点になる。

評価の観点	評価事項	A (各 25 点)	B (各 18.5 点)	C (各 12.5 点)	D (各 5.5 点)	E (各 0 点)
多摩市役所本庁舎 に必要な機能と本 庁舎の建替規模の 検討方法について	的確性・ 実効性	とても良 い	良い	普通	やや 不十分	不十分
	説明手法・ ヒアリング 対応	とても良 い	良い	普通	やや 不十分	不十分
市役所機能の集約 型と分散型の比較 検討について	的確性・ 実効性	とても良 い	良い	普通	やや 不十分	不十分
	説明手法・ ヒアリング 対応	とても良 い	良い	普通	やや 不十分	不十分